

## 介護事業所の 「電子申請届出システム」の運用開始について

介護サービスに係る指定等に関する申請届出について、厚生労働省が運用する「電子申請届出システム」による受付が令和7年4月より開始しています。対象はすべての事業所です。

これにより、提出書類の印刷、郵送・持参等の必要がなくなり、ウェブ上で申請・届出を完結させることができるなど、介護事業所の文書負担軽減につながります。

なお、やむを得ない事情により本システム利用ができない場合は、引き続きメール、郵送等による申請・届出を受け付けますが、可能な限り電子申請届出システムの活用をお願いします。

また、令和8年4月からは、原則、電子申請届出システムを用いた申請・届出としますので、令和7年度中に必要な手続きをお願いします。

### 【電子申請届出システムで受付できるもの】

- ◆新規指定申請、指定更新申請
- ◆変更届出
- ◆廃止・休止・再開届出
- ◆介護給付費算定に係る体制届出

電子申請届出システムを利用するには、G ビズ ID アカウントの取得が必要となります。

※G ビズ ID アカウントの取得は2週間程度かかりますので、利用に合わせてお早目に申請してください。

これらの電子申請届出に関する内容を小樽市ホームページに掲載していますので、下記のURLからご確認ください。

- ◆介護事業所の指定申請等に係る「電子申請届出システム」について／小樽市  
<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2025012900016/>



## 介護職員等処遇改善加算等 実績報告書の提出期日について

令和6年度に介護職員等処遇改善加算を算定されていた事業所のみなさまは、**令和7年7月31日（木）**までに**令和6年度の実績報告書**を小樽市へ提出する必要があります。  
実績報告書は、令和6年度の計画書の内容や介護保険最新情報 Vol.1215 を参考に作成してください。

なお、報告書の提出については、今年度より **LoGo フォームでの提出**に変更となっています。  
詳細につきましては、メールでお知らせしておりますので、必ず内容をご確認ください。

## 協力医療機関に関する届出について（令和 6 年 4 月より開始）

令和 6 年度介護報酬改定に伴い、下記のサービス種別の運営基準に協力医療機関に関する規定が設けられました。

年 1 回の届出については、今年度より **LoGo フォーム** から提出を受付します。

- ◆ 認知症対応型共同生活介護事業所
- ◆ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所

については令和 6 年度と同様に「（別紙 3）協力医療機関に関する届出書」の提出が必要ですので、下記ホームページをご覧ください、専用フォームから届出をお願いします。



### 【届出にあたっての留意事項】

- 1 各協力医療機関との協力内容が分かる書類(協定書等)の添付については、協力医療機関が変更となった場合や協定書を取り直した場合のみ提出ください。令和 6 年度と変更がない場合は、不要です。
- 2 認知症対応型共同生活介護については、「施設基準(※1)第 3 号の規定を満たす協力病院」の欄の記載は不要です。

### 小樽市ホームページ

別紙 3 もダウンロードできます！

<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2024060600039/>



### 届出 LoGo フォーム

こちらから提出してください！

<https://logoform.jp/form/fqKj/997280>



## 認定調査員向け e ラーニングシステムについて

厚生労働省による要介護認定適正化事業の一環として運用されている「認定調査員向け e ラーニングシステム」について令和 7 年度のシステム更新が行われました。旧システムを利用していた認定調査員であって、新システムを継続して利用される方についても、改めて申し込みが必要となりますので、下記 URL よりお申込みいただき、「認定調査員向け講座」を受講されますようお願いいたします。

◆ 申込ページ URL <https://nintei.net/elearning/> ※小樽市自治体コード 012033

◆ 問い合わせ先

要介護認定適正化事務局 有限責任監査法人トーマツ

TEL : 0120-586-265 E-mail : kaigo-nintei@tohatsu.co.jp



## 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置について

令和 6 年度報酬改定により、「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置について」の基準が定められました。

短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、GH、（地域密着型）介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院が該当となり、**令和 9 年 3 月 31 日までは努力義務、令和 9 年 4 月 1 日より義務化**となりますので、準備をしておきましょう！

「事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性向上に資する取組の促進を図るため、事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない」

①本委員会は、生産性向上の取組を促進する観点から管理者やケア等を行う職種を含む幅広い職種により構成することが望ましく、各事業所の状況に応じ、必要な構成メンバーを検討すること。なお、生産性向上の取組に関する外部の専門家を活用することも差し支えないものであること。

また、本委員会は定期的に開催することが必要であるが、開催する頻度については、本委員会の開催が形骸化することがないように留意した上で各事業所の状況を踏まえ、適切な開催頻度を定めることが望ましい。

②本委員会の開催に当たっては、厚生労働省老健局高齢者支援課「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」等を参考に取り組みを進めることが望ましい。また、本委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、この際個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

③事務負担軽減の観点等から本委員会は他に事業運営に関する会議（事故発生の防止のための委員会等）を開催している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。委員会の名称について、法令では「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」と規定されているが、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策が適切に検討される限りにおいては、法令と異なる委員会の名称を用いても差し支えない。

## 居宅介護支援事業所の管理者要件について

居宅介護支援事業所の管理者については、平成 30 年度介護報酬改定において、管理者の要件が介護支援専門員から主任介護支援専門員に変更されました。

令和 3 年 3 月 31 日時点で、主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者を継続する場合に限り、令和 9 年 3 月 31 日までは管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用が猶予されています。

**令和 9 年 3 月 31 日までの管理者が変更となる場合は、新たな管理者は主任介護支援専門員である必要があります。**

なお、猶予期間が迫ってきておりますので、該当になる事業所は、計画的に主任介護支援専門員の資格を取得させるなどのご対応をお願いいたします。

## 軽度者に対する福祉用具貸与の例外適否の確認申請について

### 医師の所見について

- 必要な所見が不足している事例が見受けられますのでご注意ください。

#### <医師に確認する事項>

- ・ 疾病を含む医学的な所見（以下の状態像と関係のある所見が必要です）
  - ・ 例外規定ウの（i）～（iii）のいずれに該当するか、及び、それに該当すると判断した本人の状態像。
  - ・ 使用する福祉用具に応じた、利用者等告示第31号のイに該当（相当）する状態であることが分かる本人の状態像
- ※ 必須ではありませんが、具体的な福祉用具名や、それがどのような理由で必要かの所見があると望ましいです。（本人の状態像と必要な福祉用具との関係性が不明瞭な場合は確認を求める場合もあります）

例外規定ウの（i）～（iii）や利用者等告示第31号のイに該当すると判断した本人の状態像の説明が不足している（簡単な病状と福祉用具が必要という記載のみなど）事例が散見されますので、ご注意ください。



#### <所見の確認方法>

- ・ 聞き取りによる確認
- ※ 言った言わないの話にならないよう、詳細な確認内容（いつ、どこの医療機関の、誰に、どのような発言があったかなど）を記録して保管したり、後日医師から書面でも所見についての回答を徴して保管するなどすることを推奨します。
- （内容によっては市から医師へ所見について問合せを行う場合もあります）
- ・ 書面による確認
- ※ 確認内容の証明としては一番有効ではありますが、対応に時間がかかる場合や書類作成料を徴収される場合もあるため、書面での確認に限定はしていません。

#### <福祉用具例外規定確認シートへの記載>

- ・ 医師の所見の欄には、本人の疾病や身体の状態などを記載
- ・ 医師の意見の欄には、例外規定ウの（i）～（iii）や利用者等告示第31号のイに該当する本人の状態像を記載

（例1）両肘の関節リウマチであり、痛みが激しくベッドからの起き上がりが困難な状態であるため特殊寝台及び特殊寝台付属品が必要。

（例2）末期がんのため症状の進行が早く、近いうちに体力の低下により起き上がりができな



い状態になることが予想されるため、特殊寝台及び特殊寝台付属品が必要。

(例3) 脊髄損傷により寝返りが困難な状態であり、褥瘡が生じることが予想されることから、床ずれ防止用具により、褥瘡を防止する必要がある。

#### サービス担当者会議の内容について

- 以下の点に留意して記載をお願いいたします。
  - ・ 誰の発言が分かるようにする。  
欠席者の意見を代弁する場合は、誰の意見を分かるようにする。
  - ・ 各福祉用具について、それぞれどのような理由で必要なかを明記すること。(本人の身体状況、必要な福祉用具の機能)
  - ・ 特殊寝台付属品、車椅子付属品が必要な方については、当該付属品が必要な旨の記載や、どのような付属品が必要かの記載も必要です。
  - ・ 結論として、どの福祉用具の貸与が必要と判断したのかを明確にすること。

#### 確認依頼及び利用開始の流れ

- 医師の所見を確認し、それを元にサービス担当者会議を行い、その内容をもって小樽市へ確認依頼を行う。
- 貸与を認めた場合は、受付日より有効といたします。  
ただし、却下となる場合もありますので、確認通知書の交付前に先行して利用を開始する場合は、却下となった場合は自費となることを利用者へ説明のうえ行うようにしてください。  
(介護認定申請中での暫定プランによるサービス利用と同様です)

#### 認められない事例

- 特殊寝台(電動ベッド)ではなく、通常のベッドが必要な場合は不可。
  - ※ 通常のベッドでは対応できず、特殊寝台にある機能が必要でなければなりません。  
(布団ではなくベッドが必要だけでは、特殊寝台が必要とは判断できないのでご注意ください)
- 車椅子付属品、特殊寝台付属品については、それぞれの福祉用具で使用するものに限られますので、食卓の椅子のために車椅子付属品を貸与する、通常のベッドのために特殊寝台付属品を貸与するということは認められません。
  - ※ 自費購入の車椅子、特殊寝台のために、それぞれの付属品のみ貸与を受けることは認められません。
- 現在必要ないが、将来的に必要となるかもしれない福祉用具については、必要となった際に確認依頼を行ってください。
  - ※ 末期がん等で病状の進行が早いなど、短期間のうちに必要となることが見込まれる場合は、その旨を明記していただければ認められる場合もあります。(必要となるかが不明瞭なものの許可は

基本的にできません)

#### 現状の介護度から状態が悪化した場合

通常の福祉用具貸与の対象となる介護度が見込まれる場合は、区分変更等により介護度の見直しを受けて、例外規定ではなく通常の流れで福祉用具貸与を行うのが原則となります。

とはいえ、確実に対象となる介護度になるという保証はないことから、必要な介護度とならない懸念がある場合は、例外適否の確認依頼を同時進行で行うことも可能です。

なお、現状の介護度や認定時の本人の身体状況と、提出された医師の所見等に大きく乖離がある場合には、審査において内容の正当性に疑義が生じる恐れがありますのでご留意願います。

#### 居宅介護支援事業者が変更になった場合に再度確認依頼書の届出が必要か

事業所間の連携（書面での引継ぎを確実にを行う）があり、新規居宅（介護予防）介護支援事業所においてもケアマネジメントの結果、当該福祉用具貸与が必要であれば再度の届出は不要です。

なお、不要となるのは、既に確認通知書にて許可を得ている介護度及び認定期間に対してのものについてのみとなります。

介護度の変更に伴い居宅が変更となる場合（例：要支援→要介護）の場合は、再度確認依頼書の届出が必要となります。

### 居宅介護支援事業所の同一建物減算における「居住」の考え方について

指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日 厚生省告示第20号）において、「指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定居宅介護支援事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者又は指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。」とされています。

当減算は、居宅介護支援事業所と同一の建物等に「居住」する利用者に対する効率的なサービスの提供を勘案して設けられたものであることを踏まえ、利用者の住民票の住所が自宅となっている場合でも短期入所者生活介護を利用時するなど、**一時的に居宅介護支援事業所と同一の建物等にいる時にモニタリングを実施した場合においても、当減算の対象とみなします**ので、請求時には注意してください。

令和6年4月以降の請求が遡って過誤となる場合については、速やかに小樽市介護保険課へ過誤申立書の提出をお願いいたします。



# 介護の資格取得のチャンスです！

市では、介護の仕事を始めたい方、知識や技術を学んでステップアップしたい方などを応援するため、助成金を用意します。

## どんな研修が対象なの？

|             |                                                                         |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 介護職員初任者研修   | 基本的な知識や技術、考え方を習得する研修で、未経験者や経験の少ない方の基礎力向上のための研修です。                       |
| 介護福祉士実務者研修  | 初任者研修よりもワンランク上の研修です。この研修は「介護福祉士国家試験」を受けるのに必要となり、介護業界でより高い専門性を得るための研修です。 |
| 介護支援専門員実務研修 | ケアマネジャー試験合格後の法定研修です。ケアマネジメントに関する知識及び技能を習得するための研修です。                     |

## いくら助成してもらえるの？

個人が支払った研修受講費用（テキスト代含む）の2分の1（上限あり）相当を助成します。

たとえば・・・介護職員初任者研修を受講し、88,000 円を支払った場合  
なんと、44,000 円が戻ってきます！※助成要件あり

## どうやったら助成金がもらえるの？

この助成金を受取るためには、申請が必要です。

介護の仕事を目指す方やステップアップしたい方、助成金の内容を知りたい方は  
下の QR コードか URL : [https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020100200207/file\\_contents/youkou.pdf](https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020100200207/file_contents/youkou.pdf) から詳しい内容を確認してください。



助成の要件や申請書、  
申請の方法が確認で  
きます。

【問合せ/申請書提出】小樽市福祉保険部 福祉総合相談室地域包括ケア G  
電話 32-4111 （内線 412・466） 月～金（祝日除く）9時～17時



## 令和7年度運営指導が始まっています！

事業所（地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援）への運営指導について

令和8年11月頃まで概ね30か所の事業所へお伺いする予定です。

対象となる事業所へは、日程調整のため、個別に本市担当者から電話で御連絡します。

事前の連絡は概ね1か月前に行っていますが、個々の事情もあり例年スケジュール調整が難しく連絡時期に多少の前後が生じることがありますので、皆様のご理解・ご協力をお願いします。

※令和4年3月末に国が運営指導指針等の一部改正を行ったことに伴い、指導内容の変更や指導名称の変更等が示されました。本市では令和5年度から、これまで「実地指導」として表現されてきた名称を「運営指導」へ変更しています。

## 事業所指導グループへの書類の提出について

事業所指導グループへの各種提出書類については、基本的には電子申請やメール、専用フォームでの提出をお願いしています。

やむを得ず持参される場合は、お手数ですが別館1階の10番窓口ではなく別館2階の執務室までご持参いただきますようご協力をお願いします。

## 法人名や事業所名の記載について

各種届出書類の法人名や事業所名を記載する欄において、記載間違いや呼称を記載する等の事例が多く見られます。これらの書類には、必ず指定申請時に届出された『正式な法人名や事業所名』を記載していただくようにお願いします。

また、『役職』の欄についても記載漏れが多く見られますので、忘れずに記載してください。

〔発行〕小樽市福祉保険部介護保険課（介護給付適正化事業）

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号

TEL (0134)32-4111(内線 484) FAX (0134)27-6711 E-mail / kaigo@city.otaru.lg.jp